第一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）

第五〇類					
	絹及び絹織物				
五〇・〇一	五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ		
五〇・〇二	五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＴＨ		
五〇・〇三	五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ		
五〇・〇四	五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ		
五〇・〇五	五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五〇・〇六項からの変更を除く。）		
五〇・〇六	五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然でぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇五項からの変更を除く。）		
五〇・〇七		絹織物	ＣＴＨ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項からの変更を除く。）ただし、原産材料の当該非原産材料の価額が当該絹織物の製造原価の百分の十を超えない場合に限る。		
第五一類					
		羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			
五一・〇一		羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ		
五一・〇二		繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ		
五一・〇三		羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＷＯ		
五一・〇四	五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＣ		
五一・〇五		羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	ＣＴＨ		
五一・〇六		紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・一〇項までの各項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）		
五一・〇七		梳（そ）毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）			

五一・〇八		紡毛糸及び梳（そ）毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）			
五一・〇九		羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）			
五一・一〇	五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）			
五一・一一		紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）			
五一・一二		梳（そ）毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）			
五一・一三	五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）ただし、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされ、及び第五〇・〇一項から第五〇・〇五項までの各項の非原産材料が当該産品の製造原価の百分の十を超えない場合に限る。		
第五二類					
	綿及び綿織物				
五二・〇一	五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ		
五二・〇二		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＷＯ		
五二・〇三	五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	ＣＣ		
五二・〇四		綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五二・〇七項までの各項から第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料の国又は地域が南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されることを必要としない。）		
五二・〇五		綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
五二・〇六		綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
五二・〇七		綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）			
五二・〇八		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）			
五二・〇九		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）			